

# 被爆地ヒロシマが被曝を拒否する

— 過去は変えられないが未来は変えられる —

## 伊方原発運転差止広島裁判

2022  
3月14日  
本訴

# 第27回口頭弁論期日

## 被爆者原告意見陳述を予定しています

新型コロナ感染拡大のため、記者会見・報告会はZOOMのみの開催となります。ご自宅等から奮ってご参加下さい。

### 2022年3月14日当日スケジュール

- 13:35 広島地裁前集合
- 13:40 広島地裁前にて記録撮影・移動
- 14:00 傍聴券抽選開始 (10席程度の見込み)
- (14:00) 進行協議開始 **非公開**
- 14:30 第27回口頭弁論開始 **公開**  
被爆者原告意見陳述を予定しています
- 14:50頃 口頭弁論終了予定  
口頭弁論終了後、解散となります。  
報告会はZOOMでのみ行います。
- 15:00頃 記者会見・報告会開始 **ZOOM**  
裁判は最終段階に入ってきました。  
弁護団による進行報告や準備書面解説、原告意見陳述再現やチラシの解説など予定しております。
- 17:00頃 終了予定

### ぜひZOOM参加を

参加ご希望の方は下記メールアドレスにてお申し込みください。

✉ [hek@hiroshima-net.org](mailto:hek@hiroshima-net.org)



お申し込みの際、件名を「報告会参加」とし、お名前と所在地(県・市など)をご連絡ください。後ほどURLやパスワードなどをお送りします。

申込締切日：2022年3月12日(土)

2022  
6月8日  
本訴

次回本訴期日のお知らせ

### 第28回口頭弁論期日

場所：広島地方裁判所  
14:30 口頭弁論開始

## 第9陣原告提訴を予定しております。参加しませんか？

### 原告の意味

原告となることは単なる“意思表示”を超えて、それ自体が“行動”です。諸事情で活動できなくても、原告になる“行動”が大きな力となります。

### 原告の資格

年齢性別、国籍を問いません。日本国内居住者であれば全ての方が原告になることができます。

※伊方原発運転差止に係る松山地裁・大分地裁・山口地裁の原告は、広島裁判の原告になることはできません。

自分の仕事や家や土地、家族や生活を守りたいからです



### 原告参加要件

(1) お一人1万円の参加費の支払い

※広島原爆・長崎原爆の被爆者で「被爆者健康手帳」をお持ちの方は参加費無料となります。  
※福島原発事故避難者の方で東京電力と訴訟中の方は参加費無料となります。

(2) 委任状のご提出

【主催】伊方原発広島裁判事務局

〒733-0012 広島市西区中広町 2-21-22-203  
E-mail : [saiban\\_office@hiroshima-net.org](mailto:saiban_office@hiroshima-net.org)  
URL: <https://saiban.hiroshima-net.org>



ご相談・お問い合わせください

☎ 090-7372-4608



# 今こそ「司法の正義」の実現を

今回本訴第27回口頭弁論期日の取り組みスローガンは、『今こそ「司法の正義」の実現を』、です。「司法の正義」なんて、そんなものは空疎なお題目で、どこにも存在しない、などと考える向きもあるでしょうが、ところがどっこい、「司法の正義」は現実に存在し、良心的な法曹関係者は、これまで「司法の正義」実現に向けて工夫を重ね、腐心してきた、と行って過言ではありません。

## 「司法の正義」とはなにか？

そもそも「司法の正義」とはなんですか？

私たちが、四国電力伊方原発3号機の運転差止め闘いで本訴（本案訴訟）と共に「車の両輪」と位置付ける仮処分の闘いは、昨年11月広島地裁が却下決定を下し（吉岡茂之裁判長）、私たちは直ちに広島高裁に即時抗告、これからいよいよ広島高裁抗告審を闘うこととなります。すでに今年1月7日、広島高裁へ抗告理由書を提出し、それを追っかけるようにして1月21日に理由書の補充書1を提出しました。

補充書1は、「立証責任論」を扱った短い書面ですが、その中に次のような一節があります。

(1) 20世紀に入り、科学技術の進展や経済活動の拡大に伴って生じる公害、環境破壊等が深刻な被害を招くようになり、1960年代以降、その被害者が救済を司法に求める事例が急増した。しかし、四大公害裁判に代表されるこれらの訴訟においては、

- ①原告被害者は技術的知識が十分でなく、資力にも乏しいため、原告被害者が企業活動と被害との因果関係を科学的に調査することは困難を極めたこと、
- ②莫大な資力と高度の科学的知識を備えている被告加害企業は、原因調査に消極的であり、行政機関による調査も不十分であったこと等から、原告被害者が従来の訴訟法理論によって原告に立証責任があるとされる事実を立証することは、極めて困難であった。

そこで、多くの学者、代理人弁護士、裁判官の努力によって、原告被害者の立証責任を軽減する判断が、次のとおり、重ねられてきた。

四大公害裁判にしても、原発裁判にしても、力を持たない個人と莫大な資力と高度の科学的知識を備えている大企業との闘いです。「従来の法理論」（100%原告に立証責任を負わせる法理）を採用されては、はじめから勝負になりません。そこで多くの学者、弁護士、裁判官の努力によって、

原告被害者の立証責任を軽減する判断の枠組みが工夫されるようになったということです。

## 立証責任転換論の採用

それはどんな工夫だったのかというと、ひと言で要約していえば、立証責任をできるだけ力のある大企業（裁判では被告）に負わせ、できるだけ力のない個人（裁判では原告）の立証責任を軽減しようという工夫と努力でした。

（たとえばイタイイタイ病訴訟一審判決＝富山地裁判決1971年6月30日、同二審判決＝名古屋高裁金沢支部判決1972年8月9日、四日市ぜんそく訴訟一審判決＝津地裁四日市支部判決1973年7月24日など）

従来の法理論では、100%原告に立証責任のある訴訟において、立証責任を被告側に転換することによって、裁判の衡平・平等を図ろうとしたのです。この考え方は、「立証責任転換論」と呼ばれています。

「立証責任転換論」を採用した学者、弁護士、裁判官の考え方の土台には次のような背景がありました。

- 公害物質に関するデータはすべて被告企業側が持っている、原告被害者側は公開されたわずかな情報にしかアクセスできない。  
(証拠の偏在)
- 因果関係の立証に関する科学的メカニズムの解明に必要な組織力や資力については被告企業が圧倒的に優位にある。  
(力の不平等)
- 企業は何らかの有毒物質を社会に拡散している以上、自己の放出する有毒物質が地域住民に害を与えていないことを立証する社会的責任がある。(企業の社会的責任)
- 立証責任を負う当事者の証明困難を軽減し、「当事者の実質的平等」を実現することが訴訟における「正義」である。  
(訴訟における手続的正義)



このような「立証責任転換論」はその土台となる考え方とともに、そっくりそのまま原発裁判にもあてはまります。

## 裁判の平等を実現する「司法の正義」

実際、原発裁判においても、平成4年（1992年）の伊方最高裁判決（伊方原発1号機に対する原子炉設置許可の取り消しを求めて伊方町及び周辺住民が訴えた行政訴訟に関する最高裁の判決。住民敗訴）をはじめ多くの原発裁判でも採用されてきました。

住民側を負けさせるにしろ、勝たせるにしろ、多くの裁判で「立証責任転換論」が採用されてきたのは、この考え方が「司法の正義」に適う、と考える裁判官が多かったということの表れです。

「司法の正義」とは、裁判の中で、弱者と強者の闘いにおいて、できるだけ衡平を図り、実質的平等を実現しようということなのです。

「司法の正義」を実現しようという試みは、これまで代表的には四大公害裁判で大きな成果をあげましたが、火力発電所建設差止裁判や産業廃棄物最終処分場建設差止裁判でも「立証責任転換論」の採用や住民の立証責任を緩和することによって「司法の正義」を実現した事例が数多く見受けられます。

## 立証責任転換論を採用した判例

最近の原発裁判でも「立証責任転換論」を採用する判例がめっきり多くなりました。最近の判例を見てみましょう。

### 「立証責任転換論」を採用した最近の判例

- 2016年 4月 福岡高裁宮崎支部決定 九州電力川内原発運転差止仮処分 住民敗訴
- 2017年 3月 広島地裁決定 伊方3号機運転差止広島仮処分 住民敗訴
- 2017年 7月 松山地裁決定 伊方3号機運転差止松山仮処分 住民敗訴
- 2017年 12月 広島高裁抗告審決定 伊方3号機運転差止広島仮処分 住民勝訴
- 2020年 1月 広島高裁抗告審決定 伊方3号機運転差止山口仮処分 住民勝訴
- 2020年 12月 大阪地裁本訴判決 大飯3・4号機運転差止 住民勝訴
- 2021年 3月 水戸地裁本訴判決 東海第二運転差止 住民勝訴



原発事故の放射性物質放出の影響は世界規模になる。  
【画像引用】BBC News  
<https://www.bbc.co.uk/news/uk-scotland-glasgow-west-12892383>

「住民を負けさせるにしろ、勝たせるにしろ」と書きましたが、「立証責任転換論」を採用することによって住民勝訴の事例が増えていくことは紛れもない事実です。少なくとも原発裁判で「立証責任転換論」が採用されれば、住民勝訴の可能性が大きく広がることは前述表が証明しているともいえます。

特に原発裁判では、当該原発の運転によって、住民に具体的危険が及ぶことが最重要争点となります。具体的危険を立証することは極めて困難です。住民側がこれを証拠に基づいて立証することは不可能に近いでしょう。しかし、現実にはチェルノブイリ原発事故や福島原発事故のような重大事故は起こります。いったん重大事故が起これば、その放射能の影響は、大げさでなく地球全体に及びます。

その立証の困難さと問題の大きさ（**いったん事故が起こればその放射能の影響は地球規模**）の間のバランスをとったのが、原発裁判における立証責任転換論だともいえましょう。

ごく乱暴ないい方をすれば、当該原発の具体的危険を住民側が立証するのではなく、当該原発の安全を原子力事業者が立証することが求められるようになってきたのです。これが原発裁判において「司法の正義」を追求しようとしてきた結果です。そしてこの考え方（**立証責任転換論を採用することにより「司法の正義」を実現しようとする考え方**）は、原発裁判においてほぼ定着しかけているといって過言ではありません。

## 100年前に戻ったような「吉岡決定」

それでは、今なぜ、「司法の正義」を声高に叫ばねばならぬのかという問題になります。

それは「立証責任転換論」を採用することによる「司法の正義」の実現を真っ向から否定する司法判断が現れたからです。それが、昨年11月に出された広島地裁決定です。

この決定は、私たちの伊方3号機運転差止仮処分提訴に対して出された却下決定でした。（吉岡裁判長の名前をとって以下「吉岡決定」）

4頁に続く



【画像説明】2021年11月4日広島地裁前にて仮処分却下決定を受けて報告の旗出しをする原告団。後ろの横断幕には『地震の予知予測はできない』が最新の科学的知見」と債権者の主張が書かれている。

### 3頁より続き

私たちの訴えを却下したから「司法の正義」を、と叫ぶのではありません。決定の中身自体が問題なのです。

私たちの訴えの要点は大きく2つありました。

- ① 現在の新規制基準は、原発の耐震基準（原子力業界の用語で「基準地震動」といいます。）を予測で決めている。すなわち伊方3号機を将来襲う地震動を、計算式を使って決定している。ところが、地震は予知予測できないことが最新の科学的知見で判明している。地震の予知予測とは、地震の発生時期、規模、場所の三つを同時に、あるいはその一つを正確に言い当てることだが、地震の規模も予測不可能なのに、ましてやその地震によって伊方原発敷地を襲う地震動（地震による揺れ）を科学的に正確に予測できる筈がない。よって原発の耐震基準を計算で決定している新規制基準は、非科学的であり不合理だ。
- ② 伊方原発の耐震基準は650ガル（ガルは地震による揺れを表す科学的指標で加速度の単位）だが、1995年の阪神・淡路大震災以降全国に整備された防災科学研究所や気象庁などの強震観測網では、1000ガル、2000ガルなどといった地震動はしょっちゅう観測記録されている。本来安全性がもっとも高くなければならない（いいかえればもっとも耐震性が高くなければならない）伊方原発の耐震性は、こうして観測された現実の地震動に比較するとあまりに低レベルではないか。この結果を容認した規制基準適合性審査には許しがたい欠陥がある。

「立証責任転換論」を採用して「司法の正義」を実現しようとすれば、債務者（被告）四国電力は、伊方原発を将来襲う最大最強の地震動を予測できることを立証しなければなりません。そのためには「地震は予知予測できない」とする最新の科学的知見を否定しなければなりません。日本政府の中央防災会議もいまや認めるこの最新の科学的知見を否定するのは、おそらく不可能でしょう。

また、実際に日本列島で発生する地震動に比較して、650ガルが低レベルでないことも立証しなければなりません。これも客観的數字が出ていますので、かなり難しい立証活動といわねばなりません。

## 100%住民に立証責任を負わせる

こうした状況に対して、「吉岡決定」はどう判断したのかということ、まず①や②の主張に対して、「住民側（債権者＝原告）は、伊方原発敷地を650ガル以上の地震動が襲う、と主張している。であるならば、そのことを立証すべきなのに、その立証に失敗している。よって住民側の訴えを却下する。」と判定したのでした。

住民側の①や②の主張から、「住民側が伊方原発敷地を650ガル以上の地震動が襲う、と主張している。」という吉岡決定の判断自体がまるで不可解なのですが、今ここで問題なのは、立証責任を100%住民側に負わせてしまった点です。これはこれまでの公害裁判や原発裁判、あるいは産業廃棄物最終処分場建設差止裁判などを通じて、立証責任転換論を採用しつつ「司法の正義」を実現しようとしてきた法曹関係者の営々たる努力を一瞬にして台無しにするものでした。ある人権派弁護士は、吉岡決定の非論理性と相まってこの立証責任転換論放棄の姿勢を表して、「まるで100年前の司法判断に戻ったようだ。」と評しましたが、けだしその通りでしょう。

## 「吉岡決定」の伏線

実は「吉岡決定」には伏線がありました。先にも紹介した山口の住民が伊方3号機の運転差止の仮処分に勝訴（2020年1月広島高裁抗告審）した後、四国電力は広島高裁に異議を申し立て（広島高裁異議審）、運転差止決定を取り消すことになるのですが、この決定（山口仮処分広島高裁異議審決定。横溝邦彦裁判長の名前をとって以下「横溝決定」）がまさに、100%住民に立証責任を負わせるものだったのです。横溝決定は吉岡決定に較べると住民側の主張をまともに取り上げているだけに、まだましだったのですが、立証責任転換論を放棄し、住民側に100%の立証責任を負わせた、公害裁判以前の判断だったことは変わりません。

「吉岡決定」や「横溝決定」は、極めて特異な、司法判断の歴史の歯車を、公害裁判以前や戦前の足尾銅山事件のレベルに巻き戻すような反憲法的な司法判断ですが、立て続けに2つも出るとなると、黙って見過ごすわけにはいきません。

「今こそ、司法の正義の実現を」と私たちが声を大にしてみなさんに訴えるゆえんです。